

尼崎市児童相談所設置基本計画の策定に係る「市民意見聴取に係る施策の概要」及び「政策形成プロセス計画書」の公表について

1 尼崎市市民意見聴取プロセス実施要綱第4条第1項に基づき、「市民意見聴取に係る施策の概要」及び「政策形成プロセス計画書」を公表します。

2 市民への公表の方法

市報6月号及び市ホームページに掲載するとともに、子どもの育ち支援センター（児童相談所設置準備担当）、市政情報センター、各地域振興センター、阪神尼崎サービスセンター、JR 尼崎サービスセンター、阪急塚口サービスセンター、園田東会館、北部保健福祉センター、南部保健福祉センター、中央・北図書館において閲覧できるよう公表資料を配置します。

以 上

市民意見聴取に係る施策の概要

案件名： 尼崎市児童相談所設置基本計画の策定

局課名： こども青少年局 子どもの育ち支援センター 児童相談所設置準備担当

施策の目的

児童に対して切れ目のない貫いた支援を行っていくため、本市に児童相談所を設置することとし、子どもの育ち支援センター「いくしあ」の寄り添い型支援と児童相談所の介入機能の役割分担のあり方や、人材確保・育成の方策、一時保護所の施設整備等について考え方をまとめた「尼崎市児童相談所設置基本計画」を策定します。

現状・背景

○尼崎市では、児童虐待に関する相談が年々増加してきており、平成27年度から令和元年度の支援が必要な子どもに関する相談件数は4年間で約1.5倍となっています。

■支援が必要な子どもに関する相談件数
(要保護児童対策地域協議会管理ケース) (単位:件)

	H27	H28	H29	H30	R元
児童虐待	1,752	2,262	2,321	2,505	2,605
身体的虐待	501	413	340	376	380
ネグレクト	734	1,355	1,544	1,699	1,824
心理的虐待	498	483	431	425	395
性的虐待	19	11	6	5	6

○児童虐待防止対策をより効果的に進めていくためには、市民に最も近い基礎自治体の強みである予防的アプローチを強化することで、児童相談所の介入が必要なケース自体を減少させるとともに、一時保護等から児童が家庭に復帰した後の安定した生活を支援すること等を目的として、令和元年10月に子どもの育ち支援センター「いくしあ」を開設しました。

課題

○本市の児童虐待等により効果的に対応していくにあたっては、基礎自治体の強みを活かし、1つの自治体で地域資源を活用した切れ目のない総合的な支援を行う必要があります。
○一時保護については、児童の安心・安全を保障するため、必要な量とよりよい機能を確保する必要があります。

施策の策定にあたっての考え方

尼崎市子ども・子育て審議会等の有識者や病院・警察・支援機関等の関係機関等の意見も踏まえ、以下の項目を主な視点として策定します。

- 子どもの育ち支援センター「いくしあ」を既に運営している尼崎市の強みを活かした、尼崎市らしい児童相談所の設置
- 児童一人ひとりに対する十分な支援ができる専門性の確保と必要な人材の確保・育成
- 子どもが安心して自分らしくいられるための一時保護所のあり方

意見を聴取するポイント

- 尼崎市が設置する児童相談所に期待する役割・機能
- 児童の安全性と子どもの権利がともに保障される一時保護所のあり方

市民意向調査 (ステップ2) の実施手法

- 実施手法
児童福祉に関する支援機関、児童相談所の関係機関(児童養護施設等)等の意見聴取
- 実施時期
令和3年6月から8月

お問い合わせ先

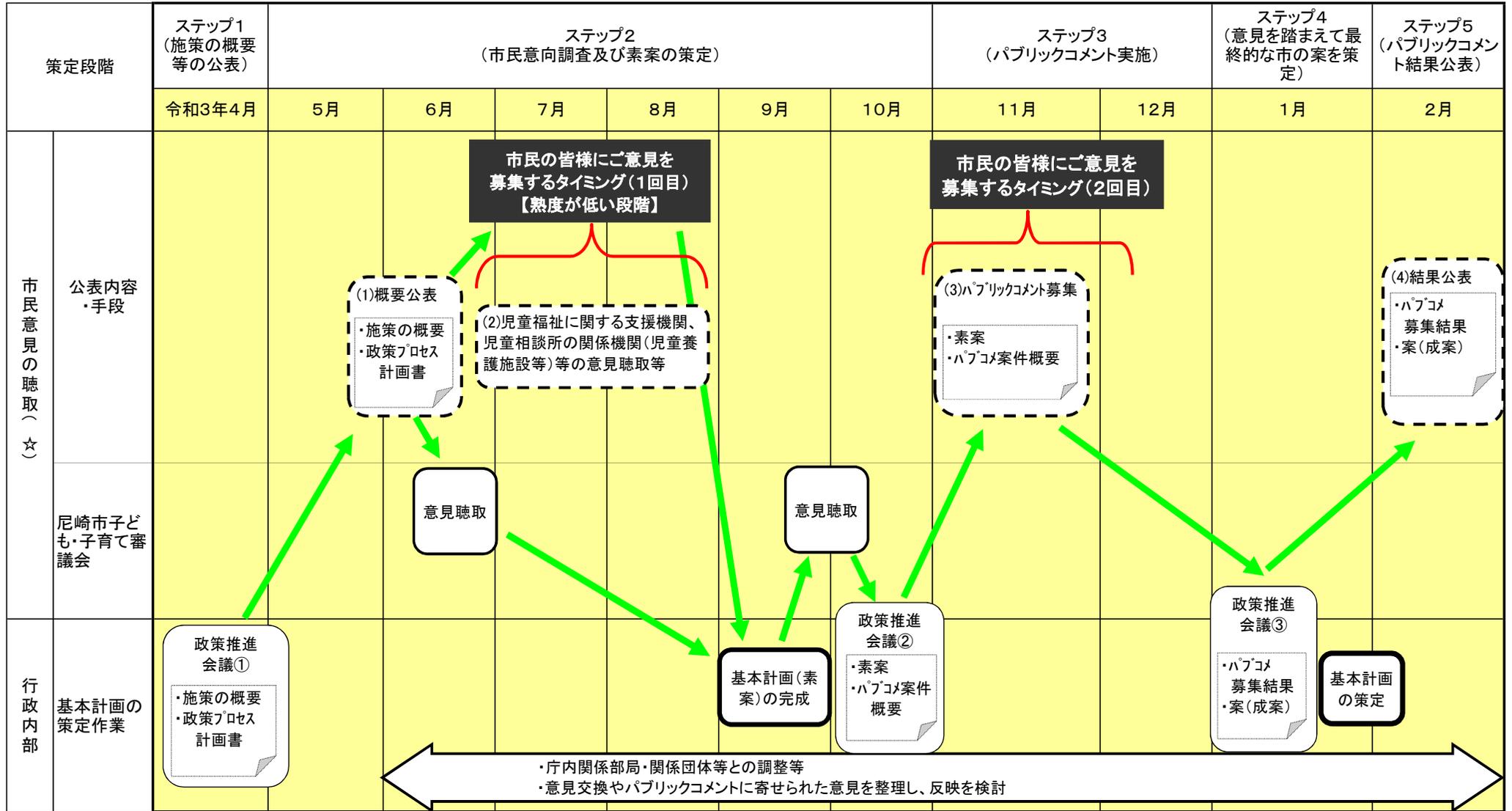
こども青少年局子どもの育ち支援センター児童相談所設置準備担当
〒661-0974 兵庫県尼崎市若王寺2丁目18番6号
電話番号(TEL)06-6423-7008
ファクス(FAX)06-6409-4298
メールアドレス(Eメール)ama-jiso-setchijumbi@city.amagasaki.hyogo.jp

政策形成プロセス計画書

案件名: 尼崎市児童相談所設置基本計画の策定

局課名: こども青少年局子どもの育ち支援センター児童相談所設置準備担当

【令和3年4月30日公表】



※市民意見聴取プロセス関連の取組(☆)は、随時、市報や市ホームページなどでお知らせします。

尼崎市児童相談所設置基本計画(イメージ)

資料 1 - 2

尼崎市児童相談所設置基本計画の構成(目次)イメージは、以下のとおりです。

1. 策定の目的

2. 尼崎市児童相談所の設置の背景等

- (1)児童福祉法の改正
- (2)本市における児童虐待の現状
- (3)本市のこれまでの取組み

3. 尼崎市児童相談所の目指す姿

- (1)基本理念
- (2)児童相談所の設置・運営の視点
- (3)一時保護所の設置・運営の視点
- (4)子どもの育ち支援センター「いくしあ」との一体的な支援体制の構築

4. 児童相談所の機能及び各機能の方針

- (1)相談（虐待相談、養護相談、保健相談、障害相談、非行相談、育成相談）
- (2)措置（一時保護、施設入所、里親委託、その他(在宅措置、児童福祉司指導等)）
- (3)里親支援・養子縁組支援
- (4)その他機能

5. 組織・体制・人材育成

- (1)組織構成
- (2)体制
- (3)人材育成

6. 施設(整備予定地・整備スケジュール)

- (1)児童相談所・一時保護所の整備候補地
- (2)児童相談所・一時保護所の開設予定時期

7. 基本計画の点検・見直し

尼崎市児童相談所 設置基本計画

(素案)

令和 3 年 月

尼 崎 市

目次

- 策定の目的
- 尼崎市児童相談所の設置の背景等
- 尼崎市児童相談所の目指す姿
- 児童相談所の機能及び各機能の方針
- 組織・体制・人材育成
- 施設整備
- 基本計画の点検・見直し

Ⅰ 策定の目的

この基本計画は、本市の児童福祉行政を取り巻く課題や地域特性を踏まえ、本市が独自の児童相談所を設置するための基本的な考え方を示すものです。

本市における児童相談所の位置付けや運営方針を明確にするとともに、設計・建設・開設運営に向けた課題を抽出することで、目指す姿など児童相談所を整備するための様々な条件を整理することを目的としています。

全国的な傾向と同じく、本市においても人口減少、少子高齢化が進展している一方で、児童虐待相談対応件数は年々増加しています。その中でもネグレクトの割合が高いのが本市の特徴です。

本市はこれまで「家庭児童相談員」（非常勤）を配置し、相談指導業務を行ってきましたが、児童虐待の増加等に伴い、様々な児童福祉法の改正が行われる中、日々の暮らしのなかで課題や困難を抱える子どもたちと子育て家庭に寄り添い、福祉・保健・教育等が連携しながら、子どもの成長段階に応じて、切れ目なく総合的な支援を行う支援拠点として、令和元年10月には子どもの育ち支援センター「いくしあ」（以下「いくしあ」）を開設しました。

基礎自治体として、市町村機能である子ども家庭総合支援拠点で児童相談所の介入が必要なケース自体の減少を図るための予防的アプローチを行うことは重要な取組であり、本市においては、いくしあに要保護児童等にかかる相談・支援のために児童ケースワーカー（以下「児童CW」）として正規職員等を配置し、取り組んでいます。しかしながら、児童虐待等に対してより効果的に対応していく上で、1つの自治体で児童相談所機能も担い、地域資源も活用した切れ目のない総合的な支援を実現するためには、本市における児童相談所の設置が必要であると考えています。



子どもの育ち支援センター いくしあ

2 尼崎市児童相談所の設置の背景等

国の主な法改正等の経過と尼崎市の児童虐待の取組の変遷

	尼崎市	国の法改正等
2000 (H12) 年		○児童虐待防止法制定 ・児童虐待の定義（身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待等）等
2004 (H16) 年		○児童福祉法/児童虐待防止法 改正 ・市町村の役割の明確化 ・要対協の法定化 等
2005 (H17) 年	・市内6行政区にあった福祉事務所機能を本庁1か所に集約	
2006 (H18) 年	・要保護児童対策地域協議会を設置	
2007 (H19) 年		○児童福祉法/児童虐待防止法 改正 ・児童の安全確認義務 ・要対協設置の努力義務化 等
2009 (H21) 年	・中核市に移行	
2016 (H28) 年	・子どもの育ち支援センター準備担当設置	○児童福祉法/児童虐待防止法 改正 ・児童福祉法の理念再定義 ・市町村における支援拠点の整備 等
2017 (H29) 年	・県西宮こども家庭センターに本市職員の派遣研修を開始	
2018 (H30) 年	・保健と福祉分野の総合的な相談支援のために、本庁に1か所であった福祉事務所を南北2か所に保健福祉センターとして設置	○児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策 (H30.7.20 厚生労働省子ども家庭局長 通知) ・児童相談所と警察の情報共有の強化 ・児童相談所・市町村における職員体制・専門性強化などの体制強化 ・保護された子どもの受け皿の充実・強化 等 ○虐待防止対策体制総合強化プラン (H30.12.18 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 通知) ・児童相談所の専門性強化 ・全市町村への子ども家庭総合支援拠点と要保護児童対策地域協議会の設置など市町村の体制強化 等

	尼崎市	国の法改正等
2019 (H31/R1) 年	<ul style="list-style-type: none"> 子ども家庭総合支援拠点として「いくしあ」を開設 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策の更なる徹底・強化 (H31.2.8 児童虐待防止に関する関係閣僚会議 発出) ○児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について (H31.2.28 厚生労働省子ども家庭局長他通知) ○児童虐待防止対策の抜本的強化について (H31.3.19 児童虐待防止に関する関係閣僚会議 発出) <ul style="list-style-type: none"> ・児相相談所において措置決定等を円滑に行うための弁護士配置またはそれに準ずる措置 ・児相相談所における医師及び保健師の配置義務化 等 ○児童虐待防止対策におけるルール徹底について (R1.6.7 厚生労働省子ども家庭局長通知)
2020 (R2) 年	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所設置に向けた検討を開始 	
2021 (R3) 年	<ul style="list-style-type: none"> ・県こども家庭センターへの派遣研修先の拡大 (尼崎、川西、西宮) ・児童相談所設置準備担当設置 ・南北の保健福祉センターに児童CWを配置 ・いくしあに統括管理する児童CWを配置 	

📌 ポイント

尼崎市では、児童虐待の未然防止のため国の法改正の前に“いくしあ”の事業化に着手しました。

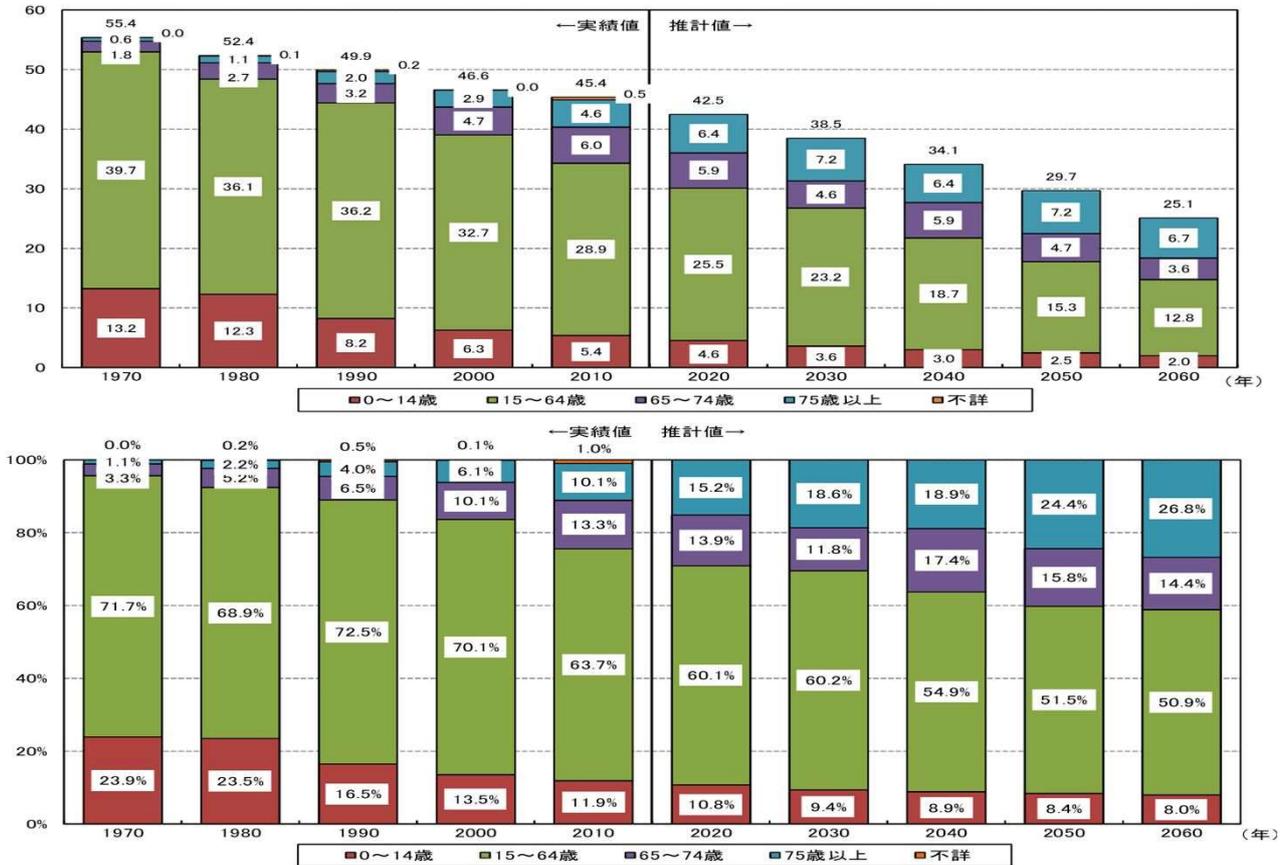
尼崎市の児童虐待の現状

(1) 尼崎市の人口等について

尼崎市の人口は、令和3年4月1日時点で450,233人（推計人口）であり、昭和45（1970）年の55万4千人をピークに、その後は駅周辺の開発による社会増があるものの、大きな傾向として減少が続いています。

なお、18歳未満の児童人口については、平成27（2015）年時点で61,110人（国勢調査）となっています。子どもを含む世帯の状況について、「夫婦と子供から成る世帯」では、本市（24.24％）は、全国（26.79％）、兵庫県（28.91％）の世帯割合を下回っており、大阪市（19.89％）に次ぎ本市の世帯割合は低く、また「ひとり親と子供から成る世帯」では、本市（9.37％）は、全国（8.90％）、兵庫県（9.08％）の世帯割合を上回っており、姫路市（9.81％）、明石市（9.80％）に次ぎ世帯割合は高い状況です。

尼崎市における年齢四区分別人口と構成比の推移



(資料) 総務省「国勢調査報告」国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

近隣中核市等の世帯状況

	尼崎市		西宮市		明石市		姫路市		神戸市		大阪市		兵庫県		全国	
	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合								
総世帯数	210,229	100%	210,770	100%	121,772	100%	212,541	100%	704,497	100%	1,352,413	100%	2,312,284	100%	53,331,797	100%
夫婦と子供から成る世帯	50,957	24.24%	65,049	30.86%	39,439	32.39%	65,048	30.60%	183,704	26.08%	269,051	19.89%	668,447	28.91%	14,288,203	26.79%
ひとり親と子供から成る世帯	19,708	9.37%	17,257	8.19%	11,937	9.80%	20,842	9.81%	61,800	8.77%	122,236	9.04%	209,941	9.08%	4,747,976	8.90%
(うち男親と子供から成る世帯)	2,807	14.24%	2,077	12.04%	1,685	14.12%	2,885	13.84%	7,945	12.86%	16,605	13.58%	29,184	13.90%	702,903	14.80%
(うち女親と子供から成る世帯)	16,901	85.76%	15,180	87.96%	10,252	85.88%	17,957	86.16%	53,855	87.14%	105,631	86.42%	180,757	86.10%	4,045,073	85.20%

出典: 平成27年国勢調査

(2) 尼崎市内の関係機関について

本市には警察署が3か所（尼崎北警察、尼崎東警察、尼崎南警察）あり、地域医療資源として一般診療所及び病院は計485施設（平成30（2018）年11月時点）あります。兵庫県内の中核市と比較しても、人口10万あたりの施設数では、西宮市（109.66施設）に次いで本市（107.16施設）と多くあります。

また本市の保育所、幼稚園、学校数について、保育所等が119施設、幼稚園が31施設、小学校が42施設、中学校が20施設、高等学校が13施設、特別支援学校が1施設となっており、18歳未満の児童1,000人あたりの施設数は3.70施設と兵庫県内の中核市の中では、一番多くの施設数があります。（令和元年度時点）その他、こども食堂などの関係機関も多いことから、本市における虐待の発見に繋がる情報量は多くになると考えられます。

なお、本市における虐待相談の相談別・経路では、保健センターからの経路が一番多く、次いで児童相談所、学校、警察という順になっています。

近隣中核市等地域医療資源比較（2018年11月時点）

	尼崎市	西宮市	明石市	姫路市	神戸市	大阪市	兵庫県平均	全国平均
一般診療所・病院施設数	485	535	249	377	1,536	3,273		
人口10万人あたりの施設数※	107.16	109.66	84.87	70.38	99.92	121.62	88.62	75.41

出典：地域医療情報システム

※（2015年国勢調査人口で積算）

近隣中核市等保育所等の施設数について

	尼崎市	西宮市	明石市	姫路市	神戸市	大阪市
保育所等	119	127	69	101	407	714
幼稚園	31	60	30	43	114	172
小学校	42	43	29	67	168	299
中学校	20	27	13	38	104	155
高等学校	13	16	8	22	56	91
特別支援学校	1	3	2	4	11	17
施設数計	226	276	151	275	860	1,448
18歳未満児童人口数	61,110	81,122	48,608	92,887	227,230	359,707
児童人口1,000人あたりの施設数	3.70	3.40	3.11	2.96	3.78	4.03

※1 認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所含む

※2 平成27年国勢調査より

出典：社会福祉施設等調査、学校基本調査（令和元年度）

尼崎市における虐待相談の相談種別・経路

	都道府県	市町村			保育所	児童福祉施設	認定こども園	警察等	保健所又は医療機関		学校等			児童委員	家族			近隣・知人	その他	計
		福祉事務所	保健センター	その他					保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会等		父親	母親	親戚			
身体的虐待	44	8	101	20	5	4	1	23	0	12	2	67	9	0	4	3	0	2	9	314
性的虐待	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	1	11
心理的虐待	157	18	183	28	3	3	1	154	0	16	3	46	4	1	1	7	0	22	9	656
ネグレクト	91	30	935	75	12	0	1	27	5	60	2	106	11	0	3	4	7	17	31	1,417
計	296	56	1,223	123	20	7	3	204	5	88	7	221	24	1	8	14	7	41	50	2,398

出典：令和2年度福祉行政報告例

(3) 尼崎市の児童虐待の傾向

本市の児童虐待相談対応件数は全国的な増加傾向と同じく年々増加傾向で、児童虐待に対する市民の認知度の向上等の要因もあり、平成27年度と令和元年度を比較すると約2倍に急増しています。また要保護児童対策地域協議会における管理ケースも年々増加しています。また児童人口1,000人あたりの児童虐待対応件数で比較しても、平成28年は全国を少し下回ったものの、総じて全国、兵庫県よりも高い件数が続いています。

本市では令和元年10月に子ども家庭総合支援拠点として「いくしあ」を開設し、要保護児童等にかかる相談・支援のために正規職員の児童CWも配置しました。各関係機関とのより連携したネットワークを築くことで、情報量が増加し、これまで以上に虐待情報を掴むことが出来ていることも影響していると考えています。

児童相談所における児童虐待相談対応件数

(単位:件)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
尼崎市	466	388	516	767	847	集計中
兵庫県	3,281	4,104	5,221	6,714	8,308	
全国	104,699	125,698	135,473	165,424	192,984	

(出典) 全国:福祉行政報告例

兵庫県・尼崎市:ひょうごの児童相談

児童人口1,000人あたりの児童虐待相談対応件数

(単位:件)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
尼崎市	7.6	6.3	8.4	12.6	13.9	集計中
兵庫県	3.8	4.7	6.0	7.7	9.5	
全国	5.4	6.4	6.9	8.5	9.9	

児童人口数は平成27年国勢調査結果より

(4) 尼崎市における児童虐待の特徴

本市の児童虐待の特徴として、全国、兵庫県と比較してもネグレクトの割合がかなり高くなっています。ネグレクトの割合が高くなっている理由として、兵庫県下の他市と比べ、生活保護率が高いことや市民所得が低い等の経済的な不安を抱えている家庭が多いことが要因の一つとして考えられます。

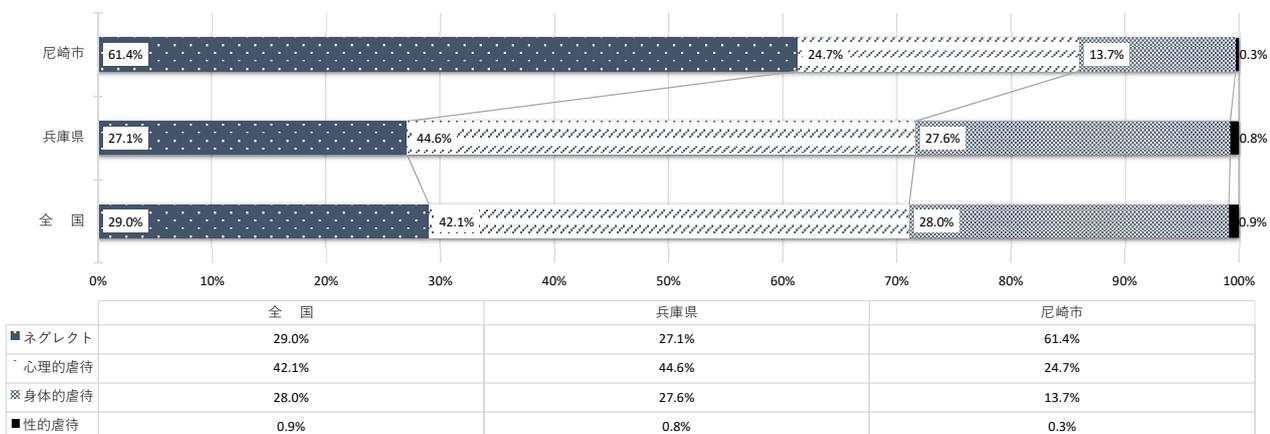
市町村民税における総所得金額等

	一人あたりの 総所得金額等 千円	生活保護受給率
尼崎市	3,143	3.86%
西宮市	4,168	1.61%
明石市	3,237	1.71%
姫路市	3,254	1.56%
神戸市	3,548	2.91%

出典:総務省 市町村税課税状況等の調(令和2年度)

兵庫県下における生活保護動向(令和3年3月時点)

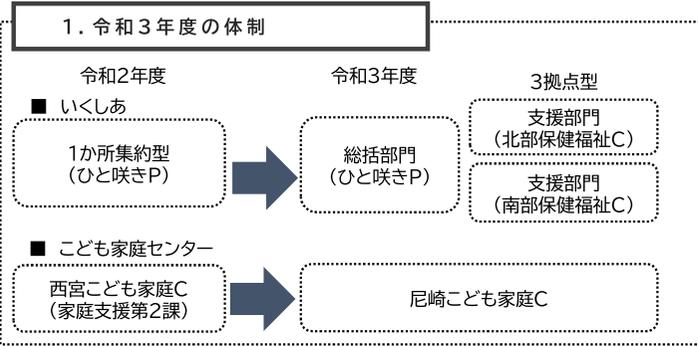
市町村における虐待相談種別割合



令和元年度福祉行政報告例より

尼崎市児童相談所のありたい像のイメージ (児童ケースワーカー ワーキンググループでの意見)

資料 1 - 4



2. 尼崎市から見た兵庫県こども家庭センターの課題

- ① 1人の児童に対して、一本線での支援になっていない
 - ・市と県それぞれの論理で対応(援助方針等を一緒に考えられていない)
- ② 人員が足りていない
 - ・日中は移送支援等で勤務は時間外対応(WLBが保てない)
- ③ 養護相談(児童虐待等)に対してじっくり関わる支援が不十分
 - ・時間的・人的な余裕がない
 - ・児童に対して直接的な支援を行うツールが少ない(いくしあも同じ)
 - ・施設入所児童等に対する家族再統合支援等が十分でない
- ④ 施設入所後の児童への支援が不十分
 - ・施設からの連絡があれば対応する消極的対応
 - ・入所がゴールと感じている職員も

3. 令和3年度からの新たな試み

- ① 市役所内での連携強化
 - ・児童ケースワーカーの支援チームを南北保健福祉センターに配置
 - ・「いくしあ」には、要対協の進捗管理等を行う総括部門を配置
 - ・支援チームが保健・福祉・学校等と連携したアプローチを行いやすくなった
 - ② 児童ケースワーカーと尼崎こども家庭センターの連携強化
 - ・こども家庭センターに送致したケースの情報共有 (尼崎こども家庭Cが毎週行う定例ケース会議に児童CWが参加)
 - これまでは、県から決まった方針を聞かされるだけだったが、これからは方針決定のプロセスを把握することができるように
- ※ こども家庭Cに渡した後も児童との関わりが途切れない仕組みづくり

4. 尼崎市児童相談所の基本理念

- 1 基本理念
 尼崎市ではオーダーメイドな支援を実施し、愛される開かれた児童相談所を目指します!!
- 2 想い
- ① 児童一人ひとりの状況を踏まえたオーダーメイドな支援
 - ・児童のトラウマ等に配慮した寄り添い支援のための高い専門性の確保
 - ・専門家等と連携して新たな支援プログラムを開発するなど、多様な支援プログラムの提供
 - ・基礎自治体の強みを活かした専門機関との連携による支援の実施
 - ・「いくしあ」と児童相談所が役割を線引きせず、ケースバイケースに対応
 - ② 愛される
 - ・一時保護等の介入・措置といった一般的な「怖い」イメージを払拭し、支援を前面に押し出した、頼ってもらえる児童相談所に
 - ③ 開かれた
 - ・豊富な社会資源・地域資源を活かし、地域の人たちと共に児童を支援
 - ・「いくしあ」と児童相談所で常に情報が共有される

5. 尼崎らしさのある尼崎市児童相談所(児童相談所)

- 1 「寄り添い」を中心とした支援
- ① 「いくしあ」のコンセプトを中心とした支援を展開
 - ② 「いくしあ」と児童相談所の役割は明確化(対市民)
 - ③ 児童の声を聞き、一人一人に合わせた**オーダーメイドの支援プラン**の策定
- 2 子どもの育ち支援センター「いくしあ」と児童相談所の連携
- ① **合同での受理会議、援助方針決定会議の実施**
 - ・家庭復帰前等、児童相談所と「いくしあ」が協働して支援
 - ② 保護者・児童に係る「いくしあ」と児童相談所の**共通の支援プログラム**の策定
 - ③ **情報の一元化**
 - ・双方の情報がリアルタイムで共有できる仕組み(虐待対応、検査結果等)
- 3 支援の充実
- ① 施設入所児童等に係る**家族再統合支援**の展開
 - ② ヘルパーやショートステイ等、児童への支援策の整備
 - ③ トータルでの支援を充実させるため、「いくしあ」では、虐待予防・改善のための社会資源・サービスを整備していく
- 4 働きたいと思える児童相談所の運営
- ① 一時保護等の介入、措置だけでなく、**家族再統合等の支援もしっかりと行える児童相談所**(ラベリングされたイメージの払拭)
 - ② WLBを保てる職務環境のための、**配置基準以上の十分な人員確保**
 - ③ 管理職をはじめ、高い専門性を有する集団による運営

6. 尼崎らしさのある尼崎市児童相談所(一時保護所)

- 1 子どもが安心できる一時保護所の運営
- ① 安全だけでなく、安心できる一時保護所(「また来てほしい」と思える)
 - ② 児童のトラウマ等に配慮できる**高い専門性を有した一時保護所**
 - ③ 木の温もりを感じられるような温かな建物
 - ④ 一時保護中の児童に、馴染みのある「いくしあ」職員も関われる仕組み
- 2 開かれた一時保護所の運営
- ① **子どもの権利が守られる**一時保護所
 - ・日常とのつながりの維持・確保、学習保障、パーソナルスペースの確保等
 - ・プライバシー(個室化)、多様な性(ユニットバス)に配慮
 - ② 子ども自らが駆け込むことができる仕組み・工夫 (SOSを発信しやすい環境づくり)
- 3 ネグレクト家庭等への支援としての一時保護所の活用
- ① 本市に多いネグレクト家庭の**養育環境整備のためのショートステイ的な活用**
 - ・生命に危険のある児童のみならず、**積極的・前向きな一時保護所の活用**

7. 虐待相談に係る対応

- 「いくしあ」を中心とした相談援助体制を構築する
- ① 児童相談所と「いくしあ」に、それぞれ虐待対応の支援チームを置く
 - ② 双方を統括管理する部署を「いくしあ」に設置する
 - ・統括管理部門では、一元化した情報を管理し、ケースの初動から一時保護、家庭復帰等に至るポイントごとに、児童相談所と「いくしあ」の**合同の受理会議、援助方針決定会議等を開催し進捗を管理する**ほか、要対協をはじめとした関係機関との調整等を担う
 - ・虐待ホットラインは、児童相談所(夜間は一時的保護所)に入ることとし、それ以外の初期相談は統括管理部門で受ける

このイメージは、児童相談所の業務の中でも「虐待相談」について、子どもの育ち支援センターの児童ケースワーカーを中心とした意見をまとめたものです。

今後の「児童相談所設置基本計画」の作成にあたっては、この意見を踏まえて検討を行います。変更を行う可能性もございます。

令和3年7月1日 子ども・子育て審議会資料
 子どもの育ち支援センター 児童相談所設置準備担当